

この1冊で行政処分や報酬返還とならないためのポイントがチェックできる!!

実地指導は
これで
OK!

管理者になったその日から

これだけはおさえておきたい

算定要件

通所介護編

小濱道博 著

本書の
特色

「これだけはおさえるべき」ことに絞った内容構成

報酬返還にならないための「請求誤り」「人員配置誤り」「記録の不備」等にポイントを絞り込み、短時間で効率よくチェックできます。

実例をあげてわかりやすく解説!

具体的な実例をあげて実地指導で指摘の多い間違いやすい規定・算定要件を重点的に、図やイラスト入りでわかりやすく解説しています。



A5判・152頁

定価：本体2,300円＋税

実地指導の
ポイントについて
短時間で勘所がわかる!

平成29年度
介護報酬改正に対応!

図解やイラスト、
具体的な事例で
見やすい! わかりやすい!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次 (一部抜粋)

はじめに 実地指導の「リスク」は何か

第1章 人員・設備・運営基準 —指定取消しにならないために—

- 1 人員基準
 - 2 設備基準
 - 3 運営基準
- (1) 運営規程、重要事項説明書、契約書
(2) 個人情報利用の同意書

第2章 介護報酬の算定要件 —報酬返還にならないために—

- 1 通所介護費
- (1) 通所介護費
- (2) 地域密着型通所介護費、療養通所介護費
- 2 減算
- (1) 定員超過利用減算
- (2) 人員基準欠如減算
- (3) 事業所と同一建物内の利用者へのサービス提供
- 3 加算
- (1) 延長加算
- (2) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
- (3) 入浴介助加算
- (4) 中重度者ケア体制加算
- (5) 個別機能訓練加算
- (6) 認知症加算
- 4 算定の手続き
- (1) 「介護給付費算定に係る体制等状況」届の提出
- (2) 請求、給付管理、過誤申立

第3章 介護保険外の料金、サービスとの関係

- (1) その他の日常生活費
- (2) 外出でのサービス提供

1 人員基準

通所介護事業所には、事業所ごとに管理者・生活相談員・機能訓練指導員、単位ごとに看護職員・介護職員を置くことが法で定められています。介護職員については、利用者数により配置する人数が異なりますが、それ以外の職種は1人置くことで基本的な基準を満たすことができます。しかし、業務ができるか、サービス提供時間中にとつとつする必要があるので、実数でなければいけないのかなどは職種によって基準が異なりますので、必ず確認しましょう。

人員基準を満たすのはこんな配置!

事業所ごと	単位ごと
管理者 1人	生活相談員 1人
生活相談員 1人	機能訓練指導員 1人
機能訓練指導員 1人	看護職員 1人+α
看護職員 1人+α	介護職員 1人+α

※同一建物内5業務OK! | 1日1回以上必要! | パイタルチェック機能がないOKの場合! | 常に1人は「介護1」を要!

→ 中重度者ケア体制加算
→ 個別機能訓練加算
→ 認知症加算
→ 延長加算
→ 地域密着型加算
→ 入浴介助加算
を算定する場合は、各々確認が必要です!

(チェック事項)

■ 看護職員

- サービス提供日ごとに、事業所や利用者に、看護職員1人の専任配置が不足している場合は、次のいずれか一つ適切に措置できる場合は算定!
 - a 同じ事業所で機能訓練指導員
 - b 同じ事業者が提供する他のサービス
 - c 病院、診療所、訪問看護ステーション

※チェックなどの看護関係業務を行う際は、看護職員1人の専任配置が必要です。かつ、介護事業所と連携している必要があります。また、連携ができていない場合は、事業所の利用者の健康が

チェック事項と解説によりおさえるべきポイントが理解できる

第2章 介護報酬の算定要件

(4) 中重度者ケア体制加算

中重度の要介護者を受け入れる体制を整備し、体制加算の申請、利用者の要介護度に応じたサービス提供を行います。

(チェック事項)

■ 人員配置

- 人員基準に規定する介護職員・看護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上多く確保しているか
- 通所介護を行う時間帯を週2回以上、専任の看護職員を1人以上配置しているか

■ 中重度者の割合

- 前3ヶ月又は前3ヶ月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の割合が30%以上であるか

■ 社会性の維持のプログラム

- 中重度の要介護者でも、社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成しているか

中重度者ケア体制加算に必要な配置

事業所ごと	単位ごと
管理者 1人	生活相談員 1人
生活相談員 1人	機能訓練指導員 1人
機能訓練指導員 1人	看護職員 1人+α
看護職員 1人+α	介護職員 1人+α

※看護職員1人+αは、認知症加算(認知症)の算定に必要です。

■ 中重度者の割合

- 「前3ヶ月」の最初の月は実績ではなく予測値で利用者を計算します。
 - ※ 例: 前3ヶ月の考え! 職員を参照

図解やイラスト入りで見やすく、わかりやすい

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!